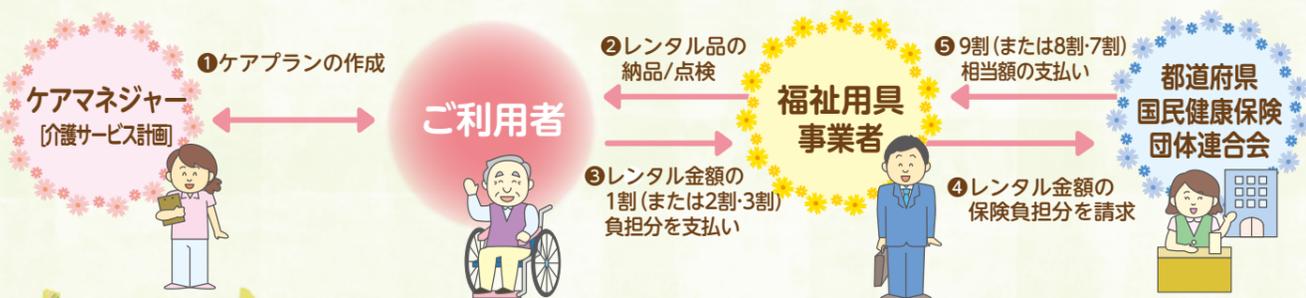


介護保険が利用できる福祉用具レンタル品



レンタル商品 要支援1・2、要介護1の方のレンタルは **予防レンタル** が目印になります。

特殊寝台・特殊寝台付属品

サイドレールが取付けてある、または取付け可能で下記の機能があるベッドです。
① 背部または脚部の傾斜角度が調整できるもの。
② 床板の高さを無段階に調整できるもの。

床ずれ防止用具

水等の減圧による体圧分散効果のある全身用マットレスやエアーマットがあります。

体位変換器

身体の向きや姿勢を容易に変換できて、体圧の集中を防止できます。

車いす・車いす付属品

自走用・介助用・電動車いすがあります。付属品にはクッションやテーブル等があります。

スロープ **予防レンタル**

工事不要で段差を解消。室内の小さな段差でのつまずき防止にも役立ちます。

歩行器 **予防レンタル**

身体の前と左右を囲んで移動をサポート。四脚タイプや車輪付タイプがあります。

歩行補助つえ **予防レンタル**

松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ、多点杖。

手すり **予防レンタル**

工事不要で必要な場所に設置。置き型タイプやつっぱり型タイプがあります。

移動用リフト (つり具を除く)

身体を持ち上げて移乗や介助をサポート。段差を解消するタイプもあります。

認知症老人徘徊感知機器

認知症の方をセンサーが感知して、家族や隣人等へお知らせします。

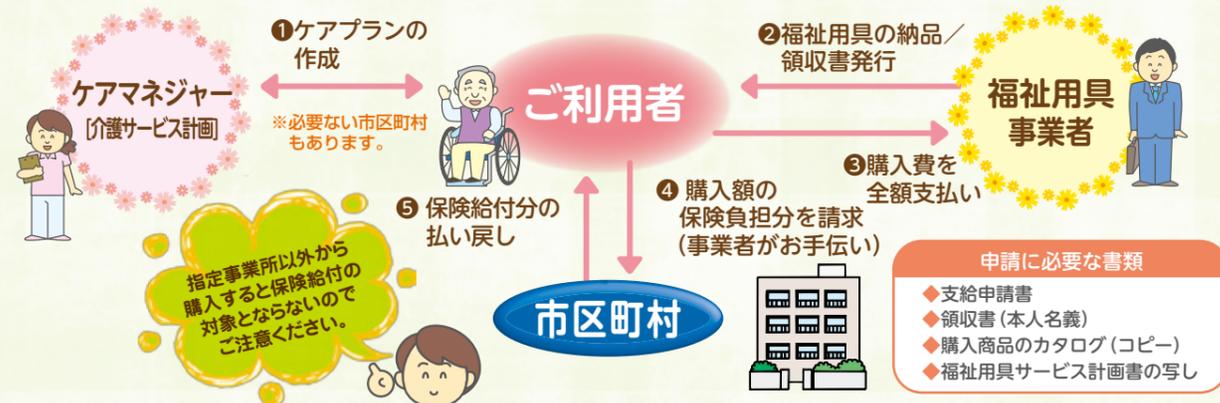
自動排泄処理装置 (交換可能部品を除く)

センサーが尿または便を感知して自動的に吸引します。

【要支援1・2、要介護1の方が例外として利用できる事例】

- I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する方(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる方(例:がん末期の急速な状態悪化)
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる方(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患等による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

介護保険が利用できる特定福祉用具購入品



支給限度額は10万円(税込)

介護保険から9万円(2割負担の方は8万円、3割負担の方は7万円)まで支給されます。10万円を超えた分は全額自己負担となります。

利用期間は1年間

利用期間は毎年4月1日から翌3月31日までの1年間です。また、年度が変わると新たに10万円までの利用が認められます。

お支払い方法は償還払い

償還払いとは、まず全額お支払いいただいた後に、市区町村から保険給付分の払い戻しを受ける方法です。(市町村によって給付券や受領委任払い等の対応もあります)

払い戻し方法

市区町村からの払い戻しは、申請書の提出から約1~2ヶ月後に指定口座に振り込まれます。

同一用途の購入は不可

同じ使い道の福祉用具は1つしか購入できません。ただし、破損や身体状態が著しく変化した場合などは再度購入できます。

購入できる組み合わせ例



購入できない組み合わせ例



購入品 カatalog内の **介護購入** が目印になります。



腰掛便座

ポータブルトイレのほか、和式便器を腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がり補助機能があるもの、便座の底上げ部材があります。

入浴補助用具

入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルトがあります。

自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー・チューブ・タンク等、尿や便の経路となる部分で容易に交換ができます。(本体部分はレンタルできます)

簡易浴槽

排水等の工事をせずにお部屋で組み立てて入浴介助ができます。

移動用リフトのつり具部分

リフトに連結して使用します。体型や用途に合わせて種類が選べます。(本体部分はレンタルできます)

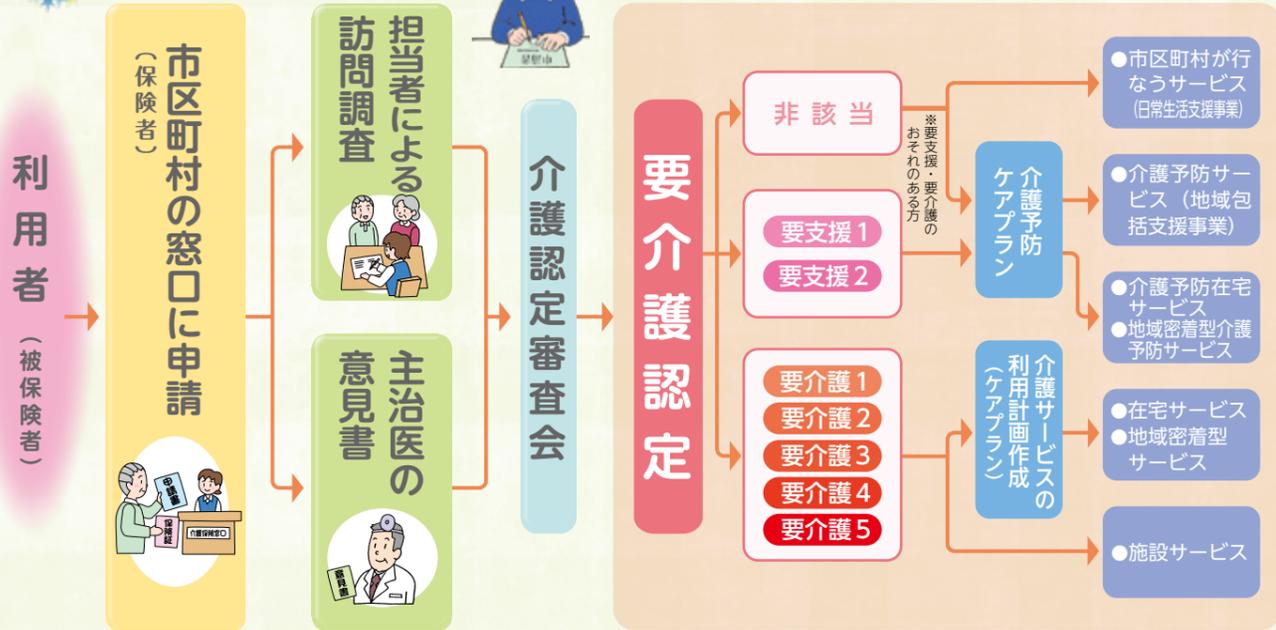
介護保険の対象となる方(被保険者)



<p>加入する方</p> <p>65歳以上の方 (第1号被保険者)</p> <p>40歳から64歳までの医療保険に加入している方 (第2号被保険者)</p>	<p>サービスを利用できる方</p> <p>介護や支援が必要と認定された方</p> <p>特定疾病*により介護や支援が必要と認定された方</p>	<p>保険料の支払い方法</p> <p>原則として各種年金からの天引き</p> <p>加入している医療保険と併せて徴収</p>
---	--	--

* 特定疾病: 筋萎縮性側索硬化症(ALS)、閉塞性動脈硬化症、早老症、後縦帯骨化症、パーキンソン病関連疾患、脳血管疾患、骨折を伴う骨粗鬆症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、多系統萎縮症、関節リウマチ、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、慢性閉塞性肺疾患、初老期における認知症、がん末期

介護保険の利用手続き



- ワンポイントアドバイス**
- 申請は代行してもらうことも
申請手続きは居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの職員などに代行してもらうこともできます。
 - 申請に必要なもの
要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証(40~64歳の方は健康保険証)、申請者の本人確認書類
 - 有効期限が過ぎる前に
要介護認定の有効期限は3~12ヶ月(更新は3~36ヶ月)です。更新申請は有効期間満了の60日前からできます。

在宅サービスの支給限度額の目安(1ヶ月あたり)

要介護度	介護予防支給限度額		介護保険支給限度額				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付の上限	5,032単位	10,531単位	16,765単位	19,705単位	27,048単位	30,938単位	36,217単位
利用限度額	約50,320円	約105,310円	約167,650円	約197,050円	約270,480円	約309,380円	約362,170円
1割負担	約5,032円	約10,531円	約16,765円	約19,705円	約27,048円	約30,938円	約36,217円
2割負担	約10,064円	約21,062円	約33,530円	約39,410円	約54,096円	約61,876円	約72,434円
3割負担	約15,096円	約31,593円	約50,295円	約59,115円	約81,144円	約92,814円	約108,651円

※1単位=10円で計算した場合(地域や利用サービスにより異なります)
◎利用者負担額が自治体の設定する上限額を超えた場合、高額介護サービス費の支給が受けられます(要申請)。

介護保険適用のサービスは1割負担【※2割または3割負担】で利用することができます。

- ※65歳以上の方で、利用者負担が2割になるのは次の①②、3割負担になるのは①③にあてはまる方です。
- ①本人の給与収入などの合計所得金額が年間160万円以上(3割負担対象は220万円以上)
 - ②年金とその他の収入の合計所得金額が単身で280万円、2人以上の世帯で合計346万円以上
 - ③年金とその他の収入の合計所得金額が単身で340万円、2人以上の世帯で合計463万円以上
- ☆第2号被保険者、生活保護受給者、住民税非課税の方は所得に関わらず1割負担となります。
☆ご自身の負担割合は介護保険負担割合証で確認できます。適用期間は原則8月~翌年7月の1年間です。

予防給付サービス

要支援 1・2の方

●在宅サービス

種類	サービス内容
訪問サービス	介護予防訪問介護(ホームヘルプ)
	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
サ通サービス所	介護予防通所介護(デイサービス)
	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
サ短入所	介護予防短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)
	介護予防短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)
その他のサービス	介護予防福祉用具貸与(レンタル)
	特定介護予防福祉用具購入費支給
	介護予防住宅改修費支給
介護予防特定施設入居者生活介護	

●地域密着型サービス

種類
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型通所介護(認知デイ)
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

※要支援1の方は利用できません。

●選択的サービス

介護予防通所介護等の中では以下のようなプログラムが利用者の目的に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用できます。

種類
運動器機能の向上
口腔機能の向上
生活機能の向上
栄養改善

介護給付サービス

要介護 1~5の方

●在宅サービス

種類	サービス内容
訪問サービス	訪問介護(ホームヘルプ)
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
サ通サービス所	通所介護(デイサービス)
	通所リハビリテーション(デイケア)
サ短入所	短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)
	短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)
その他のサービス	福祉用具貸与(レンタル)
	特定福祉用具購入費支給
	住宅改修費支給
特定施設入居者生活介護	

●地域密着型サービス

種類
小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護(小規模デイ)
認知症対応型通所介護(認知デイ)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
地域密着型特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(24時間訪問サービス)
複合型サービス

●施設サービス

種類
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護老人保健施設(老人保健施設)
介護療養型医療施設(療養病床等)
介護医療院